

1 趣旨

山陽小野田市広告掲載要綱（平成18年9月15日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、固定資産税及び市県民税納税通知用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し、必要な基準を定める。

2 広告の掲載位置、規格等

- (1) 封筒（窓あき封筒、縦12cm・横23.5cm）の裏面3枠に掲載する。
- (2) 1枠の大きさは、縦6cm・横7cmとする。
- (3) 1広告主につき1枠とするが、募集した枠数に広告掲載希望者が満たない場合においては、複数枠の利用を認めるものとする。

3 封筒の送付時期

黒1色印刷で65,000枚程度を作成し、次の用途に使用する。

- (1) 固定資産税納税通知書の送付（4月下旬）
- (2) 軽自動車税納税通知書の送付（4月下旬）
- (3) 市県民税納税通知書の送付（6月上旬）

4 広告掲載料

1枠あたり4万円とする。

5 募集期間及び申込み

市長が、封筒の印刷時期を考慮して定めた3週間程度の募集期間中に、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の版下原稿及び市税等の公金納付状況調査の同意書（様式第2号）を添えて申し込むものとする。

6 広告掲載の審査及び承認

- (1) 市長は、募集期間終了後速やかに審査し、広告掲載の承認可否を通知書（様式第3号）により、申込者に通知する。
- (2) 広告を掲載する枠は、申込者の希望を優先するが、希望が同一枠に重複したときは、抽選により掲載枠を決定する。

この基準は、令和7年10月1日から施行する。